



令和8年2月16日
物流・自動車局貨物流通事業課

「中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援)」 に係る執行団体の公募について

国土交通省では、以下の事業を実施することとしており今般、「中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援)」の交付事務を行う事業者(執行団体)を募集いたします。

応募される方は、以下をご確認の上お申し込みください。

※補助金申請の公募開始に関するお知らせではありませんので、ご注意ください。

1. 事業概要

中小物流事業者の生産性向上を通じた賃上げ環境整備のため、業務効率化に資するシステムの構築や自動化機器の導入等、中小物流事業者における機械化・自動化・省人化・デジタル化の取組を支援することで、ドライバーの荷待ち・荷役時間の削減等を図るとともに、人材の確保・育成を推進いたします。

2. 執行団体の業務内容

添付の公募要領等に記載の通りです。応募される方は、熟読いただくようお願ひいたします。

3. 公募期間

令和8年2月16日(月)～ 2月27日(金)17時まで(必着)

4. 提出書類等

以下の書類を、電子メールにて送付してください。

※詳細は添付の公募要領等をご参照ください。

- ・応募申請書(様式1)
- ・事務実施計画書(様式2)
- ・事務費用内訳(様式3)

5. 審査方法

審査は、原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることができます。

6. 執行団体応募資格

次の要件を満たす民間事業者等とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、能力、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 国が本事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

- ⑤ 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- ⑥ 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。
- ⑦ 応募事業者等の経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力でなく、反社会勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
- ⑧ 法令順守上の問題を抱えていないこと。
- ⑨ 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

問い合わせ先

物流・自動車局 貨物流通事業課 遠藤、大島

電話:03-5253-8111(内線:41322)

直通:03-5253-8575